第３５号様式（別表第１の３７－ア関係）

 年　　月　　日

 青森県知事　　　　　　　殿

 住　所

 管理者

 氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

エックス線装置備付届

　エックス線装置を備え付けたので、医療法第１５条第３項及び医療法施行規則第２４条の２の規定により届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  病　　　院 又　　　は 診　療　所 |  名　　　　称 |  |
|  所　 在 　地 |  〒 （電　話）　　　　　　　（ＦＡＸ） |
|  備付年月日 |  　　　　　　　年　　月　　日 |
|  連絡先等 |  名　　　　称 |  |
|  所　 在 　地 | 〒 （電　話）　　　　　　　（ＦＡＸ） |
|  担　 当 　者 所属・氏名 |  |

注意事項

１　「管理者の氏名」は、医療法施行令第４条の２第１項に基づく届出に記載された管理者氏名を記　入すること。

２　「連絡先等」欄には、当該届出に関する照会に対し回答できる病院又は診療所の担当者の連絡先　を記入すること。

３　別紙を添付すること。

別紙

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  エ ッ ク ス 線 装 置 の エ ッ ク ス 線 障 害 の 防 止 に 関 す る 構 造 設 備 及 び 予 防 措 置 の 概 要 |  エックス 線装置の 使用条件 等 |  制作者名 |  |
|  型式 |  |
|  台数及びエックス線管球数 |  　　　　　台・　　　　　管球 |
|  定格出力 |  撮　影 |  最大管電圧　　　（ｋＶ）－管電流　　　（ｍＡ） |
|  透　視 |  管電圧　　　（ｋＶ）－最大管電流　　　（ｍＡ） |
|  用途 |  □直接撮影　□断層撮影　□ＣＴ撮影 □透視撮影（消化器用・血管用・その他（　　）） □乳房撮影　□骨塩定量分析　□輸血用血液照射 □歯科口内法撮影 □歯科用パノラマ断層撮影 □移動用・携帯用（直接撮影・ＣＴ・透視・口内法撮影） □胸部集検用間接撮影 □治療用（表在治療用・深部治療用） □その他（　　　　　　　　　　　） |
|  使用場所 |  □エックス線診療室　□手術室　□病室 □ＩＣＵ等　□在宅　□検診車 □診療用高エネルギー放射線発生装置使用室 □診療用放射線照射装置使用室 □診療用放射線照射器具使用室 □診療用放射線同位元素使用室 |
|  最大実行稼働負荷 |  　　　　　（ｍＡｓ／週）　　　　　（ｍＡｓ／３月） |
|  エックス 線管の容 器及び照 射筒の利 用線錐外 のエック ス線量 （空気カ ーマ率） |  定格管電圧５０ｋＶ 以下の治療用エック ス線装置 |  装置の接触可能表面から5cm で1.0mGy／時以下になる構造 |  有　・　無 |
|  定格管電圧５０ｋＶ を超える治療用エッ クス線装置 |  装置の接触可能表面から5cm で300mGy／時以下になる構造 |  有　・　無 |
|  エックス線管焦点から1mで10 mGy／時以下になる構造 |  有　・　無 |
|  定格管電圧１２５ｋ Ｖ以下の口内法撮影 用エックス線装置 |  エックス線管焦点から１ｍで 0.25mGy／時以下になる構造 |  有　・　無 |
|  上記以外のエックス 線装置 |  エックス線管焦点から1mで1. 0mGy／時以下になる構造 |  有　・　無 |
|  コンデンサ式高電圧 エックス線装置 |  充電状態で照射時以外のとき 装置の接触可能表面から5cm で20μGy／時以下になる装置 |  有　・　無 |
|  附加濾過 板 |  定格管電圧７０ｋＶ以下の口内法撮影用エッ クス線装置 |  　 mmAl当量（1.5mm以上） |
|  定格管電圧５０ｋＶ以下の乳房撮影用エック ス線装置 |  　 mmAl当量（0.5mm以上） 　 mmMo当量（0.03mm以上） |
|  上記以外のエックス線装置、輸血用血液 照射装置及び治療用エックス線装置 |  　　　　mmAl当量（2.5mm以上） |
|  透視用エ ックス線 装置 |  患者への入射線量率が50mGy／分以下になる構 造（高線量率透視制御装置の場合は、125mGy ／分以下） |  有　　・　　無 |
|  警告装置付き透視時間積算タイマー |  有　　・　　無 |
|  焦点皮膚間距離が４０ｃｍ以上となる装置又 は当該焦点距離間未満で照射することを防止 するインターロック（手術中に使用する場合 は、２０ｃｍ未満） |  有　　・　　無 |
|  受像面を超えない照射野絞り機構 |  有　　・　　無 |
|  受像器を通過したエックス線は、受像器の接 触可能表面から10cmで150μGy／時以下となる 構造 |  有　　・　　無 |
|  最大照射野3.0cmを超える部分を通過したエッ クス線は、当該部分の接触可能表面から10cm で150μGy／時以下になる構造 |  有　　・　　無 |
|  被照射体周囲の散乱線しゃへい装置 |  有　　・　　無 |
|  撮影用エ ックス線 装置 |  受像面を超えない照射野絞り装置 （口内法撮影用エックス線装置の場合は、照 射筒の端における照射野の直径が６ｃｍ以下） |  有　　・　　無 |
|  定格管電圧７０ｋＶ 以下の口内法撮影用 エックス線装置 |  焦点皮膚間距離が１５ ｃｍ以上になる構造 |  有　　・　　無 |
|  定格管電圧７０ｋＶ を超える口内法撮影 用エックス線装置 |  焦点皮膚間距離が２０ ｃｍ以上になる構造 |  有　　・　　無 |
|  歯科用パノラマ断層 撮影装置 |  焦点皮膚間距離が１５ ｃｍ以上になる構造 |  有　　・　　無 |
|  移動型及び携帯型エ ックス線装置 |  焦点皮膚間距離が２０ ｃｍ以上になる構造 |  有　　・　　無 |
|  上記以外のエックス 線装置 |  焦点皮膚間距離が４５ ｃｍ以上になる装置 |  有　　・　　無 |
|  移動型及び携帯型エックス線装置並びに手術 中に使用するエックス線装置は、エックス線 管焦点及び患者から２ｍ以上になる操作構造 |  有　　・　　無 |
|  移動型及び携帯型エ ックス線装置の保管 状況 |  保管場所 |  □エックス線診療室内 （室名：　　　　　　　　） □エックス線診療室外 （室名：　　　　　　　　） |
|  保管場所の施錠 |  有　　・　　無 |
|  保管管理方法 |  □装置のキースイッチの管理 □その他（　　　　　　） |
|  胸部集検 用間接撮 影エック ス線装置 |  受像面を超えない照射野絞り機構 |  有　　・　　無 |
|  受像器の一次防護しゃへい体は、装置の接触 可能表面から10cmの距離において、１ばく射 につき1.0μGy以下になる構造 |  有　　・　　無 |
|  被照射体周囲の箱状のしゃへい物から10cmの 距離において、１ばく射につき1.0μGy以下に なる構造 |  有　　・　　無 |
|  治療用エ ックス線 装置 |  濾過板が引き抜かれたときにエックス線発生 を遮断するインターロック |  有　　・　　無 |
|  エ ッ ク ス 線 診 療 室 の エ ッ ク ス 線 障 害 の 防 止 に 関 す る 構 造 設 備 及 び 予 防 措 置 の 概 要 |  診療室名 |  |
|  画壁等の 材質及び 厚さ等 |  区分 |  構造 |  材料 |  厚さ（ｍｍ） |
|  天井 |  |  |  |
|  周 囲 の 画 壁 |  東面 |  |  |  |
|  西面 |  |  |  |
|  南面 |  |  |  |
|  北面 |  |  |  |
|  床 |  |  |  |
|  監視窓 |  有（　　　　　　　）　・　無 |
|  画壁等の外側における実効線量を1mSv／週以下とする防 護装置 |  有　　・　　無 |
|  診療室と画壁等で区画された操作室 |  有　　・　　無 |
|  エックス線診療室である旨を示す標識 |  有　　・　　無 |
|  エックス線障害の防止に必要な注意事項の掲示 |  有　　・　　無 |
|  出入口のエックス線装置使用中の表示 |  有　　・　　無 |
|  診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の使用 |  有（核種､数量：　　　）・無 |
|  照射装置 又は照射 器具を使 用する場 合の防護 措置 |  診療室の壁、床等が突起物、くぼみ及び仕上 材の目地等のすきまの少ない構造 |  有　　・　　無 |
|  使用・保管簿の作成 |  有　　・　　無 |
|  線源の紛失や放置等を確認するための放射線 測定器 |  有（測定器名：　　　　　　） 無 |
|  放射線管理体制を示す組織図 |  有　　・　　無 |
|  放射線管理責任者の選任 |  有　　・　　無 |
|  そび の予 他防 エ措 ッ置 クの ス慨 線要 障 害 の 防 止 に 関 す る 構 造 設 備 |  管 理 区 域 |  実効線量を１．３mSv／３月以下とする防護措置 | 有　　・　　無 |
|  管理区域である旨を示す標識 | 有　　・　　無 |
|  管理区域への立入制限措置 | 有　　・　　無 |
|  居住区域及び敷地境界の実効線量を250μSv／３月以下と する防護措置 |  有　　・　　無 |
|  入院患者の被ばくする実効線量を1.3mSv／３月以下とす る防護措置 |  有　　・　　無 |
|  放射線診療従事者等の防護装置（放射線防護用具等） |  □防護衣（　　　　mmPb） □防護衝立（　　　　mmPb） □防護手袋（　　　　mmPb） □その他（　　　　　　　） |
|  放射線診療従事者等の被ばく線量の測定方法 |  □ＯＳＬ線量計 □蛍光ｶﾞﾗｽ線量計（ﾘﾝｸﾞ型含） □電子式ポケット線量計 □ＴＬＤ（リング型含） □その他（　　　　　　　　） |
|  エックス線診療 に従事する医 師、歯科医師、 診療放射線技師 又は診療エック ス線技師の氏名 及びエックス線 診療に関する経 歴 |  氏　　　名 |  職種 |  籍登録年月日 及び登録番号 |  エックス線診療に関する経歴 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

注意事項

１　エックス線診療に従事する医師等の氏名欄には、従事する全員の氏名を記入すること。

２　エックス線診療室の室名は、医療法に基づいて許可を受けた室名を記載すること。

３　隣接室、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識の位置を明記したエックス線診　療室の平面図及び断面図を添付すること。（図面は、エックス線装置の位置、装置から天井、床及　び周囲の画壁等の外側までの距離（ｍ）、画壁等の材質及び厚さ並びに縮尺及び方位を記入した縮　図とする。）

４　エックス線診療室と居住区域、敷地境界及び病室の関係がわかる図面を添付すること。（図面は、　距離、縮尺及び方位を記入した縮図とすること。）

５　移動型エックス線装置（移動型エックス線装置を据え置いて使用する場合を除く。）の場合は、　装置周囲の空間線量率分布図と保管場所を明記した図面を添付すること。ただし、手術室で用いる　場合には、画壁等の外側における漏えい線量測定結果を添付すること。

６　エックス線診療室の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書を添付すること。（移動　型エックス線装置を据え置いて使用する場合を含む。）

７　エックス線診療室で診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を使用する場合には、放射　線管理体制を示す組織図と放射線管理責任者の所属、職種及び氏名を記載した書面を添付すること。